

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザイン使用要綱

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク推進協議会

1. 目的

この要綱は、恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのイメージアップを目的とした、恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）の使用基準について定めることを目的とします。

2. ロゴマーク

ロゴマークの基本デザインは次のとおりとします。

- (1) カラーバージョン 別紙のとおり
- (2) モノクロバージョン 別紙のとおり

3. 使用方法

- (1) ロゴマークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
- (2) ロゴマークの色は、指定のカラーを使用してください。
- (3) デザインの特性からロゴマークの背景には白色を推奨します。

4. 著作権及び使用权

- (1) ロゴマークの著作権は、福井県及び勝山市に帰属します。
- (2) この要綱によりロゴマークの使用が許可された場合であっても、第三者にその権利を譲渡又は貸与することはできません。

5. 使用权者の責任

ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用权者によるものとします。

6. 使用する対象

ロゴマークは、恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのイメージアップを図るために制作される次の媒体等に使用することができます。ただし、商品への使用については、福井県内に主な事業所を置く個人及び企業その他団体に限るものとします。

- ① パンフレット、ちらし、ポスター、のぼり、懸垂幕、タペストリー等
- ② 案内看板

- ③ 名刺、名札
- ④ バッチ、缶バッチ
- ⑤ ゴム印
- ⑥ 自動車等への表示
- ⑦ その他

7. 使用料

この要綱に基づいて申請を行い、承認された場合は、ロゴマークの使用料は当分の間無料とします。

8. 使用申し込み及び承認

- (1) ロゴマークの使用を希望する方は、様式1により恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク推進協議会長あてに使用の申し込みをしてください。
- (2) 恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク推進協議会長は、この要綱に適合すると認めるときは、様式2により使用に関する承認を行います。
- (3) 政治団体及び宗教団体による使用並びに政治的な利用及び宗教の勧誘等への利用については、使用できません。

9. 使用の取り消し

申し込み時の条件を変更したとき、又はこの要綱の趣旨に合わない使用を行ったときは、使用許可を取り消します。

この要綱は、平成22年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行します。

(様式1)

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザイン使用承認申請書

年 月 日

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク推進協議会会長 様

所在地

名称

代表者名

印

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザインを下記により使用したいので、申請します。

記

1. 使用目的
2. 使用方法
3. 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 添付書類

ロゴマークを使用しようとする事業に関する企画書 等

5. 連絡先

(様式2)

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザイン使用承認書

年 月 日

様

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク推進協議会会長

年 月 日付けで申請のあった恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザインの使用について承認します。

使用の際は、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザイン使用要綱を遵守して下さい。

使用者 :

使用承認期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

特記事項: